

## 教育・研究タスクフォース 議事概要

1. 日時：平成20年9月16日(火) 14:20-15:20
2. 場所：永田町合同庁舎2階 中会議室
3. 内容：千葉県教育庁ヒアリング  
(テーマ) 公立の中高一貫教育の課題等について  
(参考人) 千葉県教育庁 企画管理部 県立学校改革推進課 主幹(兼)企画調整室長 鈴木 清史 氏
4. 出席：福井主査、小田原委員、浅見専門委員、戸田専門委員

○福井主査 それでは、ただいまから教育・研究タスクフォースを開催させていただきます。

本日は、千葉県教育委員会の鈴木室長にお見えいただきまして、千葉県立中高等学校についてお話を伺えればと存じます。

それでは、冒頭御説明をいただきまして、その後、質疑とさせていただきますと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木室長 私の方からは、まず県立千葉高校が中高一貫校に選ばれました経緯、それから千葉中高の理念についてお話をさせていただきたいと思います。

まず経緯でございますが、千葉県の方では平成14年11月に高校再編計画というものを発表しておりまして、その中で連立型の中高一貫を2校、それから中等教育学校を2校、合わせて4校の中高一貫校をつくるという計画でございました。

学識経験者等で構成していただきます中高一貫教育研究会議というものを設置いたしまして、千葉県に相応しいタイプの中高一貫校について研究を依頼したわけでございますが、その中では、「明日の千葉を担い、日本や国際社会で貢献できる人材の育成」というものを目標にしたかどうかということで御意見をいただきました。

設置形態は、当初中等教育学校2校を目指していたのですが、財政の状況もございまして、併設型でもそれと同等の効果が期待できるよと、同会議からの意見もありましたので、とりあえず1校だけ併設型を設置するということになりました。ということは、県内で1校目であるために、なるべく多くの子どもたちが志願できるように、学校の所在地の地理的または通学手段等を総合的に検討いたしました。また、多くの県民から期待されていて、伝統と実績のある学校を対象としてはいかがかという意見をいただいておりますので、いくつかの学校が候補になった中から県立千葉高校を選定いたしました。

16年5月に、千葉県は第1期、第2期、第3期の3つに分けて再編の実施プログラムを発表いたしました。その2期プログラムの中で16年5月に「千葉校で併設型中高一貫を行う」ということを発表いたしました。当然県議会にかけたわけでございますが、県議会ではエリート校化しないか。これは、エリート校化と申しまして受験エリート校化でございます。それから、受験競争の低年齢化を招くのではないか。それから、どうせやるならば人間性のしっかりと社会に貢献するリーダーを育てられるようにしっかりと準備してほしいといった議論が県議会で行われました。それに引き続きまして、開校準備室をつくりまして、そこでもう一度理念から考え直しました。つまり、千葉校でやると決まったのもう一回広義の理念から少し狭い

理念を考えるということになりました。

そこでき上がりましたのが、今日お持ちいたしました資料の千葉中のリーフレットを開いていただきますと内側の一番上のところに出てまいりますような「千葉から日本で、そして世界で活躍する心豊かな次代のリーダーの育成」、これを理念にしようということになりました。「千葉から」といたしましたのは、千葉に生まれて千葉の公立教育で育まれたという気概を胸に、高い知性だけではなくて、県民を思う、豊かな人間性。あるいは社会貢献の高い志を持って日本や国際社会を舞台に活躍してもらいたい。次代のリーダーに育ってほしいということの願いを込めて「千葉から」という頭を付けました。

また、「心豊かな」という言葉もさんざん議論した中からそのコンセプトに入れることにいたしました。エリート意識ですとか、受験勉強にスポイルされてしまうことのないように、豊かな人間性を身に付けて、慈悲深く、人の心ですとか痛みがわかる、そして社会貢献精神に満ちた次代のリーダーを育成したいと真剣に考えております。

私の持参いたしました資料に、学校の校長の顔写真が出ておりますホームページのコピーを持ってきてございます。江崎校長は私どもの課の課長でございまして、千葉中の準備をずっとしていたときの課長でもありますので、県が考えていたことがそのまま校長の言葉となって出ているわけでございますが、下の方の「千葉中学校を志望する皆さんへ」というところにありますように、「単に知識が豊富であるということではなく、将来社会に貢献したいという志」、あるいは「とことん考えてみたいという強い学習意欲」、それから「友達と協力して物事に取り組もうとすることができる生徒」、そういう生徒に是非入ってきてもらいたいと考えているわけでございます。

今回、論点としていただいたことに少し触れるようにという御指示をいただいているのですけれども、いずれにいたしましても今日は県立千葉校でやるということから風評被害と言っては何ですが、かなり思い込みの間違った報道等もありまして、今日は私どものやっていることをきちんとお伝えして、公平で聡明な御検討をいただいて、そのために来たというようなつもりで参りました。

まず論点の1番、「高い進学実績を誇る公立の高等学校が中学校を新規に併設することは、競争条件が異なる私立学校との間で競争政策上の問題を引き起こさないか。」これはメールでいただいていたものについてでございますが、教育というのは日本社会の基盤でございまして、千葉中は公費でリーダーを育成し、社会の発展に貢献しようとする公共の利益を目指した取り組みでございます。知識、教養を身に付けた人材の輩出は公的利益につながります。まして、心豊かなリーダーであればなおさらでございます。先ほど申し上げたように、そういったリーダーを千葉からは是非育てたいということが千葉中のねらいでございます。

また、さまざまなニーズにこたえて、県民の選択の幅を増やすため、高校改革の一つとして実施したものでございます。ですから、3部制定時制高校ですとか、全県で初めての通信制の独立校の設置、それからさまざまなタイプの総合学科の設置など、やり直しの効くシステムから千葉中のリーダー育成まで、県民のさまざまなニーズにこたえる仕組みを構築する、その中の一つが千葉中であると御理解いただければと思います。

3部制定時制の松戸南などは、その地域の経済的にも恵まれない子どもたちを入学させて、きめ細かく育てている学校として大変地元の中学からも強い支持を受けているところでございます。県といたしましては、県民の選択肢が広がるようにということで高校改革をしております、決して千葉中だけをやっている

わけではないということを御理解願えればと思います。

また、競争という意味では、千葉中は高い進学実績を競うということは全然考えておりません。学校は教育理念の具現化を競っているわけでごさいます、高い進学実績の実現を教育理念とする学校同士であれば競争ということになるのかもしれませんが、千葉中は先ほど御説明したように理念が全く異なります。よって、早回しの先取り学習はしません。これは県民にも広言しております。

また、高校1年生のときから、中学から上がった80人と、高校入試を経てくる240人は混ぜてしまいます。つまり、中学から上がった子は平均的にクラスで10人ずつになるんですけれども、そういうふう混ぜますよということも県民に広言しているわけでごさいます。

高校の存在価値や使命が大学に合格させることだけであれば、有名大学に入れそうな人材を奪い合うという見方も成立しますけれども、学校がそれぞれの教育理念を具現化するために存在しているというふうに考えていただければ、公教育に求められる使命の中で社会に有為な人材の育成により力点を置いて、「心豊かな次代のリーダーの育成」を開校理念としているということはおわかりいただけると思います。私学もそれぞれ建学の精神もあり、また公教育としての役割もありますけれども、お互いに切磋琢磨して競い合うことができればと考えております。

それから、結果的に、資料を見ていただきたいのですが、これは読売新聞に9月12日に出たものでございまして、ベネッセの調査によれば公立の中高一貫を受けている者の9割は単願であるというようなことが書かれております。また、これはちょっと今日資料を持ってきていないんですけれども、昨年8月の『読売ウィークリー』に出ていたことなのですが、昨年春の首都圏の公立中高一貫の受験者は1万2,000人を超えた。その中に国立や私立の中学校の受験勉強はしていないんだけれども、適性検査ならば受かるのでないかと言って受けた者が8,000から9,000人はいるというような記事も出ておりました。

複数の公立の中高一貫校、東京では一度にたくさんスタートしましたので、それに伴って全体の中高一貫の受験者は増加いたしました、私立の受験者も増えているということが報じられております。新たな層が中高一貫受験に加わったためではないかというように分析されておりました。

では、千葉中の場合はどうかといいますと、1次検査の前の抽選、もし30倍を超えたら抽選をしますというルールでやっておりました。そして、我々教育委員会の立場としては、なるべく抽選はしたくない。それは、受検を志している子どもたちのことを考えると、門前払いで抽選で落とすのはかわいそうだということから、なるべく抽選にはならないようにしてあげよう。

それで、教育委員会のスタッフを挙げてやってあげた場合、何人までならば可能かということを考えたときに、30倍が限度だろう。もし30倍を超えてしまったら申し訳ないけれども、抽選をして30倍にさせていただきますいねというふうに試験を設定いたしました。

そこで、昨年は全部の小学校の校長に必ず直接会いまして、こういう校長先生の集まりなどに自分たちが出かけて行きまして会いまして、第1志望で受けさせてほしい。冷やかしの人がたくさん希望すると抽選になってしまう。それはかわいそうだ。千葉中に入りたくて第1希望という人だけが受けてくれれば、恐らく30倍以下になると思うから、そういうふうにしてもらいたいということでお願いをして歩きました。それで、あらゆる機会を使って県内すべての小学校長、それから志願者の保護者等にそれを訴えてきたわけでごさいます。お陰様で、抽選になるぎりぎりの27倍とか28倍というところで収まったわけでごさいます、こちらの予定ど

おり抽選はしないで済みました。

それで、合格者の中には特に塾には通っておらず、千葉中ができたと聞いて受けてみたという者が何人もおります。また、これは調べていないのではっきりとした数字はわからないのですけれども、入学後の担任との会話ですとか、それからスターティング合宿と言って宿泊研修に行ったりしておりますし、また保護者面談等で話題になっているところから推察いたしますと、クラス担任の見たところでは千葉中を第1志望とする者がほとんどであるということでございます。

資料として6月29日の『サンデー朝日』をお持ちしました。ここには、半分近くが辞退したなどというふうに書かれているのですけれども、これは私が先ほど申し上げた風評被害の一つでございます、殊、千葉中に関してはこういう報道が結構多いのでございますが、そんなことは全然ございません。

半分ということは40人が辞退したということになってしまうのですけれども、資料として千葉県の文教常任委員会を伝えている7月29日の『千葉日報』をお持ちしましたが、実際に辞退したのは17名でございます。うち2名は、父親が海外勤務になってしまったのだというような仕方のない場合でございます、これも「らしい」のですけれども、どうもほかが受かっていて断ってきたらしいのは15名であったということでございます。

それから、私学協会の方と随分よく話し合いをいたしまして、一昨年度の話でございますが、私どもの課長が2度ほど私学協会の方をお尋ねしまして、私学側の委員の方5名と随分長い間、討議をさせていただきました。それから、公私協という席がございますが、そこでも私学側との意見の交換をした後に、実は千葉県は入試改善協議会という会議を持っておりまして、入試制度は主にそこで話し合うことになっております。小学校の校長会の代表ですとか、教員組合の代表ですとか、PTAの代表ですとか、小中高の校長なども入っているようなところでやっているのですけれども、その入試制度を話し合う場でも私学協会の代表の方がお見えになりまして、しっかりと主張をされております。

それで、そのときはPTAの立場からとか、小学校の校長の立場からとか、公立の中学校の校長の立場からそれぞれ意見があったわけですが、それを受けまして私どもは私学側の意見を聞いて、実質的に志願者が併願して自分で選べるようにという配慮をいたしました。それで日程を少し変更いたしまして、私学協会の事務局にもう一度御説明に行きたいがということで御連絡を申し上げましたところ、そういうことであれば来なくていいよということで、最後の協議会は開かれずに終わっております。

そのときにした配慮というのはどういうことかといいますと、まず千葉県内の私学とは検査日を重ねない。つまり、千葉県内の私学はどこでも受験できるようにということで受検日をずらさせていただきました。

それから、千葉中の合格発表は県内私学の試験日が終わった後にする。試験を受けてから千葉中の合格発表をするということでございます。

それから、千葉中の場合は入学確約書というものをいただいております。これがこないと準備ができませんので、その入学確約書の提出をしないと必ず来てくださいねということにするのですが、それは県内の私学の合格発表を待つて、私学の合格発表があつてから確約書を出してくれと。つまり、千葉中を選ばなくてもいいよ。私学に行きたい子は抜けてもいいよというような日程にさせていただきました。よって、私学と千葉中の両方に合格した者は自分の意思でいずれかを選択できるということになっておりまして、その結果、15名はそういう形で辞退したものと想像しております。

また、千葉県だけではないんですけれども、大変私学の中学校の人気は高いものがございます、進学実績だけに頼らず、理念そのものに魅力がある私学さんの場合には、仮に千葉中に80人の生徒が流れたとしても、現在の私学中高一貫の志願者数から見まして、今まで入学できなかった層がその学校に入っていくということになりまして、何ら経営を圧迫するというほどのことにはならないであろうと思っております。

それから、生徒の側から見ますと人気の高い学校同士の自由な競争というものは望ましいわけでございます、公立の参入は生徒から見て選択幅の拡大と学校間の自由な競争を生むものでございます。家の経済力によらない選択の幅が拡大する上に、人気校同士の自由競争が生まれるということでございます。次に、私の持参いたしました資料(6月12日 朝日新聞・千葉日報)をごらんいただけますでしょうか。これは、「学力格差にいかに向かうか」ということで、県検証改善委員会の資料のことを報じた新聞記事でございます。

元に戻りまして、県検証改善委員会の資料は全国一斉の学力テストの分析を県が依頼して行ったものなんですけれども、結論といたしましては経済状況とか生活習慣が学力に影響を与えているということで、学力格差が厳然と存在します。よって、それに施策でもって対応しなさいねというような結論をいただいているものでございます。

現状、千葉中には1名、それから同じ千葉市ということで市立稲毛附属中学校を聞いてきましたけれども、稲毛の方はもう2年生までおります。千葉中は1年しかおりませんが、稲毛の方には5%は要保護、準要保護世帯の子どもが通っているようでございます。それで、現に就学援助を受けておりますので、公立学校として経済的に厳しい家庭の子どもにも中高一貫の選択肢を提供することは非常に重要な政策であると考えております。

次の資料(5月28日 日本経済新聞)でございます。やはり別の観点からも高まる私立中学進学の下ではやはり経済格差は起きているというような報道もございまして。一番下の方の段には、アメリカではブライトフライントというような言葉があるんだと。「聡明な子の逃避」というんだそうですけれども、県はすべての県民にその能力に応じた教育を受ける機会を与えなければならないという使命が法律上ございまして。それで、私学の中学人気でいわば新たな状況が生まれつつあるわけで、能力に応じた教育の機会を提供する観点からも、やはり公立の中高一貫というものはどうしても必要なんだと考えています。

教育基本法に基づきまして、機会均等の観点から子どもは無償ですべての人にその能力に応じた教育を受ける機会を与えなくてはいけないわけでございます。しかし、実際には千葉市の場合ですと約1割の子が地元の中学には通わず、私立か東京へ抜けていっております。それから、だいぶ東京に近い浦安ですと25%の者が抜けていっております。そういったような関係で、もし経済格差によって地元に残らざるを得ない子がいるんだとすれば、経済格差によって中高一貫が受けられるかどうかの差があるとすれば、これはやはり大変な問題でございまして、教育基本法第4条にある経済的地位によって教育上差別されないようにしなければいけないということに反しますので、やはり子どもとしては公立の中高一貫校をつくりまして県民に選択の余地を是非与えたいと考えたわけでございます。それから、論点2の下の方で、「特に高い進学実績を誇る公立の高校には何らかの制限を課す必要はないか」という点についてでございますが、まず、子どもの選択幅の拡大という観点から、ユーザー側の選択という観点から、さまざまな中高一貫

校があるということが好ましいわけでございます。それで、千葉県は1個目のタイプなものですからリーダー育成ということをやったわけですけれども、今後いくつか作るときにはその公立の中高一貫もさまざまなタイプをつくることになるのだろうと思っております。

そして、制限の件でございますが、既に法律上の制限はございまして、まず御理解いただきたいのは、千葉中は併設型の中高一貫校でございますので学校教育法上の縛りを受けますが、多くの私学の中高一貫校と申しますのは併設型の中高一貫校として登録されておられません。千葉県の中で中高一貫校、中等教育学校とか併設型の中高一貫校とかという形で届けております私学というのは時任学園しかございません。それ以外は、昔どおり中学校と高校を別々に持っているだけでございます。

それで、自分のところで持っている中学校の生徒を自分のところの高校に入れているわけでございますが、そのときテストをして落としても構いません。そこは従来どおりの中学と高校ですので、そういうこととなります。子どもは併設型でございますので、千葉中に採った子は全員無試験で千葉高に入れなければいけません。これは、学校教育法施行規則の116条にそのように規定されております。

それから、公立の中高一貫校は入学者の決定に当たり学力検査を行うことが禁じられています。私のお持ちした資料(7月1日 週刊朝日)をごらんいただけますでしょうか。これは、千葉県が行った第1回の昨年の試験について報道されたもので、第三者の客観的な外部評価とっていいと思うんですけれども、「千葉中の適性検査はリーダーたる資質や他者に対する思いやりを問っている。高いレベルの心配りをできる子を採りたいという意図が見える。上質な精神構造を持つ子を採りたい。そこまで考えて作問したと思う」というある塾経営者の言葉を受けまして、『週刊朝日』の記者の方では、「心の豊かさも見てとろうとしているのではないか」というようなコメントをいただいております。ですから、子どもは学力検査はしないで、本当にリーダーに必要な資質の見られる適性検査をしようということで努力をしているわけでございます。

それから、制限という意味では施設設備でございますが、公立は税金でやっております、たくさんの中学校在校でございますので、それらをほぼ平等にしてあげないといけない。御存じのように、耐震化すら一度に全部やってあげるほどの財源がないわけですので、千葉中だけにお金を投入していい施設設備にするというわけにはいかない。均等にやってあげなければいけないという部分の縛りがございます。

そして、また当然公立は学習指導要領をしっかりと守っておりますので、学習指導要領の縛りにのっとって、今では発展学習が認められておりますが、かつては発展学習すら認められていなかった。それに併せてゆとり教育ということを出したので、一度見ていただいた資料なのですが、先ほどの資料(5月28日 日本経済新聞)にグラフが出ております。そのグラフのすぐ下のところに書いてありますように、「99年から再び伸びているのは98年にゆとり教育の方針が公にされたことが原因の一つであろう。」これは、私立中が一度横ばいになったのがまた伸び始めるんですけれども、そういったわけで公立と私立という目で見ると、公立側にもたくさんの制限というものは既に加わっているというふうに我々としては申し述べたいと思っております。

以上、長くなりましたが、用意したお話は終わりでございます。

○福井主査 ありがとうございます。それでは、以降質疑とさせていただきます。

若干の点をまず事実関係として教えていただければと存じますが、授業料はどういう基準ないしは幾らくらいになっているのでしょうか。あるいは、入学金とかです。

○鈴木室長 授業料は取れないことになっていますので無料でございます。それで、入学金というのはその子たちが制服を買いますね。その制服代とか、上履き代とか、体操服とか、自分で買ってきてもいいのですが、一応そろえて買っていただいている分は入学のときにいただいております。

○福井主査 それは公立中とは違うんですか。

○鈴木室長 同じです。

○福井主査 入学金が制服なり備品というか、いわば所持品に当てられるというのは同じですか。

○鈴木室長 入学金という言葉ではなくて、とりあえずスターティングに必要な道具を買ってもらってお金を集めるということです。

○福井主査 制服その他ということですか。本人の持ち物ですね。

○小田原委員 いわゆる入学金とは違うんですね。だから、入学金はないということですね。

○鈴木室長 入学金はないです。

○福井主査 私立に該当するような入学金はないわけですか。高校はどうですか。

○鈴木室長 高校も同じです。

○福井主査 高校も授業料はないんですか。

○鈴木室長 授業料はあります。

○福井主査 高校の授業料というのはどれぐらいですか。

○鈴木室長 1年につき115,200円 月額9,600円です。

○福井主査 いわゆる私立に相当する入学金のようなものは高校にはあるんですか。

○鈴木室長 公立高校には「入学科」があり、千葉の全日制高校は5,650円です。

○福井主査 高校もやはり制服代等に充てるものですか。それは、千葉中の場合ですと実際にはいくらくらいですか。

○鈴木室長 申し訳ございません。私は、それはちょっと……。

○福井主査 80名の方が実際に入学されたわけですね。80名の方は経済的困窮者とか、あるいは所得階層で言うと第何分位にどれぐらいということはお調べにはなっているんですか。

○鈴木室長 調べてはいません。

○福井主査 募集要項の中で、経済困窮者を優先するというようなことはうたっておられないんですか。

○鈴木室長 うたっていません。

○福井主査 というと、さっきお話のあった経済的な格差の底辺にある方を救うという趣旨と何かつながりのある基準はございますか。

○鈴木室長 そこはないです。ただ、実際として1人、就学援助を受ける者が入ったということでございます。

○福井主査 入学者の方が、例えば私立中学とどういった併願状況だったかということはお調べにはなっているんですか。

○鈴木室長 調査しておりません。今回に当たって調査できないかということで校長とも相談したんですが、全員第1志望でうちに入ったというつもりで教育しているので、そういうアンケート等は取らないでくれというお話でございました。

○福井主査 その第1志望かどうかというのはわかるんですか。生徒には聞かれたんですか。

○鈴木室長 というつもりで教育しているのではということで……。

○福井主査 そうじゃなくて、生徒の意思としてここが第1志望ですかという調査をされたことはございますか。

○鈴木室長 していません。ただ、私が取材したのは、クラス担任が2人いますので、そのクラス担任に話を聞きにいったところ、スターティング合宿と言って泊まりがけで合宿をしております。それから、日ごろの子どもたちとの会話、それから保護者との面談の中で期せずして聞いた感覚としては、ほとんどの者が第1志望だということでございます。

○福井主査 ほかの中学校を通過して入ってきた子、あるいはほかの競合し得るような私立中学校を不合格になって来られた子がどれぐらいかということは把握しておられないということですか。

○鈴木室長 把握していません。

○福井主査 それは把握されないと、逆に言えば経済的に困窮した子が入っているのかどうか、あるいは本当に格差の解消行為になっているのかどうかというのはわからないのではないですか。中学受験塾に通っているかどうかという観点も関係があるのですが、そちらはどうですか。

○鈴木室長 これも、調査はしていないので担任の持っている印象しか頼れないんですけれども、まず併願はどうなのかという話を聞いたときには、半分はいいんじゃないかということで、2人とも別々のクラスを持っているわけですが、片方女性で片方男性でそれぞれ接し方は違うのですが、どちらもそういう印象を持っているということでございました。

それから、塾はどうかという話を聞いたときに、塾にも行かないで来た者、それから6年生になって千葉中を受けると決めてから2学期あるいは冬期講習だけに行った者、それから4年生くらいから中学受験を目指して塾に行っていた者、これがほぼ同数ではなからうかというような話でございました。

○福井主査 その根拠は。

○鈴木室長 感覚でしかありません。普段、子どもたちとの……。

○福井主査 生徒は1クラス何人くらいいらっしゃるんですか。

○鈴木室長 40人です。

○福井主査 40人の子どもたちに個々に聞いたわけではなくてわかるんですか。

○鈴木室長 ですから、心証でしかありません。クラス担任というのは結構子どもたちといろいろつき合いますので、大体の様子というものはそれでわかっていると思うんですけれども、あくまでも担任の持った印象としてはということでございます。

○福井主査 おっしゃる御説明は御主張としてわかるのですけれども、もし私立中学とは違う独自の意義があるということであれば、私立中学なりとは違う独自の公立ならではの経済格差の問題の解消ですとか、例えば千葉中はその理念に引かれてきたのであって学力ではないというような子が何人いるのか。要するに、ほかを全然受けていない子が何人くらいいるのかとか、あるいは中学受験塾にそもそも通わないで理念に共鳴してきた学力とは無関係の志望動機なり志望経緯の子はどれぐらいいるのかというようなことがわからないと、理念が達成されているかどうかというのがわからないんじゃないですか。

これは担任の先生の直感というよりは、事実としてどうかはわかって初めて意味を持ちます。例えば極端な場合、私立中学の受験をした子は全くいませんでしたというのであれば、それは恐らくこの理念に即して

単なる高い進学実績とは無縁のいわば独自の集め方をしたことになるかもしれませんが、そこは今はわからないわけですね。

○鈴木室長 私のしゃべり方が悪かったのかもしれませんが、経済的に困難な方を入れるのが千葉中の理念ではありません。あくまでも心豊かな次代のリーダーの育成をしますよということが理念でございますので、その理念のお話と一緒に私どもは進学に有利な授業はしませんよ。つまり、早回しの先取りとか、そういうことはしませんし、80 人を特別クラスにして特別に鍛えるということはないんですよということを前もって県民の皆さんに十分宣伝をした上で、千葉中の育てようとしている生徒像が気に入ったということで、第1志望で受けてくださいねというふうにお問い合わせをしてきたわけでございます。

○福井主査 ねらいとしてはわかるんですが、結果的に集まった子どもたちの学力は極めて高いんですか。それとも、学力は低いけれども、理念に即した子がたくさん入っているという結論でしょうか。

○鈴木室長 それは申し訳ありませんが、客観的な資料がないんですけれども、授業等をやってみた人は非常に授業のやりがいがある。反応はとて面白いし、とて深いところまで教えることができると言っていますので。

○福井主査 学力が高いということですか。

○鈴木室長 何を学力と言うかは難しいところでございますが、非常に熱心に授業に取り組む姿勢のある子どもたち、又は副校長の言葉では「ねらっていた子どもたちが来てくれていると思っています」というような話をしています。

○福井主査 報道(8月9日 朝日新聞)によりますと、中学受験進学塾の調査で偏差値は 64 くらいになっているという資料があるのですが、それはどういう解釈ですか。御存じないですか。

○鈴木室長 御存じのように、公立は全然偏差値と違うところで活動しておりますので。

○福井主査 実際には出ているそうです。報道によると、千葉中の合格ライン最低偏差値は 64 だったということで、どこの塾かはよくわかりませんが、そういう報道が現に存在しているんです。

そうであるとすると偏差値 64 というのはかなりの高い偏差値でありまして、この新聞報道によると、同じ千葉県下の渋谷教育学園幕張中学が 65 で、その次の県内2位だとあるのですが、もしこれが事実だとするとかなり結果として学力の高い子が集まったということになります。

○鈴木室長 同じ学力試験を試してみれば比べられるのかもしれませんが、比べるすべはないのではないかなと思うんですけれども。

○福井主査 進学塾の偏差値 64 というのはどうやって出したんでしょうか。

○鈴木室長 それはすみませんが、私にはわかりませんが、恐らくその塾に通っていた子たちの成績で出しているんでしょうね。

○福井主査 そうすると、どこか知りませんが、大手の進学塾だとすると、その中で実際にデータを取ると、非常に高い学力の子が結果として入学したということにはなる。報道の限りでは、詳しくはわかりませんが。

○鈴木室長 それは、その塾の方にどうやって 64 にしたんですかと聞いてみないとわかりません。

○福井主査 そうすると、実感としてかなり学力の高い子が入学されているとして、その子どもたちが必ずしも経済的には困窮していないとすると、さっきいろいろなパターンを用意されるということだったのですが、結

果としては、学力が高くて経済困窮者が多いわけではない。だとすると、私立とは違う公立の意義というところはどこにあるとお考えになりますか。私立は授業料がございますね。千葉中が無料だとすると、私立の多くの学校は多分首都圏ですと年間入学金も入れると100万円近くになるということですので、大分その条件が違うわけですが、特に公立の千葉中高のねらいとして、私立にはやりにくい、あるいは私立にはないような建学理念を実現するというポイントは何になりますか。

○鈴木室長 お答えになるかどうかわかりませんが、まず中高一貫という議論がはっきり表へ出てきたのは平成9年の中教審辺りからだと思うんですけど、日本の6・3・3制度という義務教育がちょうど中等教育のど真ん中でぶち切れてしまっている。それで、中学で教えたことを最後は受験勉強に時間をとられてしまってまた高校でやり直すような非効率な部分もあるので、やはり中高の6年一貫教育があってもいいんじゃないかという議論があったと思うんです。

ですから、もともと私立のやっていた教育のクリームスキミングというんでしょうか、いいところ取りをしようとしたわけではなくて、もともとそういうオプションも必要だ。義務教育から6年間勉強できるオプションも必要だ。それで、地元の中学へ行って、また高校を受験する道があってもいいし、6年間学べますよという道もあってもいい。そういう施策にのっとっておりますので、子どもは県民に地元の中学3年間の高校だけではない6年間一貫の道も選べるようにしてあげる。これが教育委員会としての使命だと思ってスタートしたということでございます。

○福井主査 それは、私立中高の一貫教育にはできていないことを目指そうという御趣旨ですか。それとも、同じことも含まれているという理解ですか。

○鈴木室長 私立のやっていたらしゃる教育はいろいろなねらいがあると思いますので、もしかするとその6年間のゆとりをうまく利用して、より人間形成をしようということをねらっていた私立もあるかもしれませんが、私どもはそれをねらってやっているということでございます。

○福井主査 先ほどのお話ですと、人間性とか、あるいは真のエリートというようなことがキーワードになっていたと思うんですが、それは逆に私立の中高一貫校ではそういう教育理念が欠けているという御理解ですか。

○鈴木室長 まず「真のエリート」ということではなくて、「真の学び」が何かと書いてあるかと思うんですけども、エリートという言葉はいろいろ誤解を受けてしまいがちで、先ほど議会でいろいろ言われたということを申しましたが、それでリーダーという言葉を使おうというふうを考えております。それで、私立も世の中を引っ張っていくリーダーをつくらうということを建学の精神にいらっしゃる学校も当然あると思います。

○戸田専門委員 そうしますと、先ほど教育理念を具現化すると考えたとおっしゃいましたね。その理念の旗を掲げて、そこへたくさん子どもが集まった。何人集まりましたか。

○鈴木室長 2,200人ぐらいです。

○戸田専門委員 そうなると、2,200人は皆その教育理念に共鳴して来ているわけだから、本当は全部入れてもいいわけですね。でも、定員の枠があるから入れられない。それで、学力検査、いわゆる適性検査と称する事実上の学力検査で振るった。

先ほどのお話とは論理的には矛盾するわけです。なぜなら、理念は皆、共鳴して2,200人ほど集まっているわけだから。それならば例えば抽選で選ぶというならばわかりますよ。ところが、理念を掲げてこれに共

鳴した者は集まれで、集めた者を学力検査で振るうということは結果的には学力の高い者を入れたということになるでしょう。

だから、おっしゃっていることは率直に申し上げれば非常に欺瞞的で、もう少し率直に言っていただきたいんです。例えば、理念の旗を生かすならば、2,200 人来た中で、仮に定員が 80 ですか。80 の3倍くらい採って、そこは一部は学力で採ってもいいと思うのですけれども、残りを抽選にするとか、抽選で入れる人と学力で入れる人というふうにならざるを得ないいろいろな尺度を入れた方が、おっしゃっている理念を掲げてそれに集まったという趣旨を生かしやすいと思うのです。

ところが、理念で来なさいと言って皆それに共鳴して来た。それを学力で落としたというのは、学力の尺度で選抜したとなると論理的に矛盾するような気がしますけれど、その点はいかがですか。

○鈴木室長 まず、もし我々が学力検査をしたとすれば法律違反ですので、それはやってはいけないことをしたということになると思います。

○戸田専門委員 名前は適性ですね。

○福井主査 この適性検査というのは、学力検査ではないという理解ですか。

○鈴木室長 学力検査ではないと思っております。

○福井主査 そうですか。これは中身を見ると、地理や歴史、物理や化学の知識がないと、あるいは数学、算数の知識がないと解けない問題ばかりですね。立方体の問題とかです。

○鈴木室長 適性検査2-2を見ていただけますでしょうか。これは、相手は小学生なものですから一度にいっぱいはいできないので、45 分ずつに時間を区切って試験をやっているわけですが、その4つ目の試験で左側にある第 27 回少年の主張全国大会で発表された東京都の渡辺さんの「今に生かそう江戸しぐさ」という文章を読んで聞かせまして、これを聞いた後に、次のページにあります、「放送では「傘かしげ」、「肩引き」、「腰浮かし」という3つの江戸しぐさについて紹介していました。それぞれ、どんなときに何のためにどうするしぐさであると説明していましたか」と聞いています。

ここまでですと学力検査に非常に似ているように見えますけれども、この問題の主論は、2番の司馬遼太郎さんの文章を読ませた後で、(3)番で「皆が仲よく暮らせるようになるための具体策は、渡辺さんのスピーチと「21 世紀に生きる君たちへ」の文章で、それぞれどうすることだと述べられていましたか。また、あなたならばどのような具体策で取り組みますか。あなたが見たり聞いたり、あるいは体験したりしたことを交えながら、次の注意事項に従って 300 字以上 400 字以内で書きなさい」。

これなどは、まさにその子の持っているリーダー性とか、世の中のとらえ方とか、社会貢献の精神とかを見ようとしているものでございまして……。

○福井主査 私立中学校の入試問題集をごらんになられたことはありますか。これと同じような問題は国語、あるいは小論文とか、いろいろとタイトルは違いますが、基本的に文章構成力ですとか、文章の読取り能力ということで、どこの私立中学でも極めて酷似した問題がたくさん出題されています。公立中学校独自の問題ではないと思いますが。

○鈴木室長 私どもはこれを国語力の学力を見ようとしてつくったのではなくて、その子の人間性を見ようとしてつくったということを御理解いただければと思います。

○福井主査 私立でも、まさに論文の中から人間性やリーダーとしての資質を見ようとされて、自己の主張

や作文能力、文章操作能力、言語操作能力を総合的に非常に工夫して問題をつくっている私立中学、私立高校は幾らでもあります。これが特別ということにはならないでしょう。基本線はまさに学力じゃないですか。例えば、光の反射角度は小学6年生が必ずやることですね。

逆に申し上げますと、例えば塾にも通わないで小学校の指導要領のことだけをやっていて、塾を基準にした学力は必ずしも高くないという子どもがこの適性検査で合格点を取れるとお思いになりますか。

○鈴木室長 私どもは、塾に通って特別な準備をしないで普段から活発に小学校での生活をしていれば受かる問題をつくろうということで……。

○福井主査 それは、実際に塾に通った子がどれくらいいらっしゃるのかを調査しないとわからない。要するにそういう子が入ってきているのかどうかすらわからない状態ですね。調べないとわからない問題を担任の先生の感覚だけで、多分そんなに通っていないと思うというのは実証性に欠けるかもしれませんね。

○鈴木室長 これを受けて、受かった子と落ちた子がいるわけですから、何らかの差があったということですよ。私たちは、それがその子の、我々の訴えていたコンセプトに合うか合わないかの差であったと思っています。

○福井主査 実際にどういう学力の子が入ってきたか。あるいは、私立学校との併願関係がどうなっていたかということについて、真実をまず知ることから始めないと、どういう子が来たのか、教育理念に合致しているのかどうかはわからないはずです。そこを調べないでいるということは、逆に言えば調べたら都合が悪い結果が出ないように調べないのではないかと、という疑念を持たれても仕方ない。公的機関として説明責任を果たしていただくのが県民の方にも国民の方にも、より説得的なことではないでしょうか。疑念を招きかねないのではないのでしょうか。

○鈴木室長 そういう議論の中に、今いる 80 人の一生懸命やっている子たちを巻き込むこと自体を考えなければいけないと思っているわけでございまして、やはり彼らが大人になってしまってから、あのときはねと振り返ることはありませんので。

○福井主査 入学した子のことだけ考えればいいんですか。県下の、例えばこの学校の理念に共鳴して受けて、何らかの理由で来られなかったお子さんたちが 2,000 人以上いますね。あるいはまた、次に続く子どもたちが、いわばどういう理念に共鳴して、どういう学力で、どういう希望を持ってここを受けようとするのかはともかく、来たいと思う方は多数いらっしゃると思いますね。その方たちには説明しなくてもいいということになりますか。

○鈴木室長 そういうわけではないんですけれども、やはり私どもは慎重に検討をし、小中学校の校長先生や先生たち、組合の人たち、議員さんのいろいろな意見を聞いた中で、千葉県としてはくじ引きでもって門前払いをするよりは、全員の子に自分の力を試すチャンスを与えるべきだという議論が元になっておりまして、抽選でなく全員に受けさせる道を選びましたので、全員に受けさせる……。

○福井主査 その問題ではないのです。

要するに、例えば塾に通っていた子がどれくらいいるのか。併願者はどれくらいいるのか。併願校は不合格だったのか、合格だったのか。そういうことをすべて総合的にまず客観的事実として把握しないと、おっしゃるような心豊かな次代のリーダーという理念に沿った子どもたちが選抜されているのか、総合的人間力が育てられるような素材を持った方が来ているのかということは検証のしようがないのではないですかと

いうことです。

○鈴木室長 今後とも、適性検査づくりには十分に気を配りまして……。

○福井主査 適性検査の問題ではなくて、入ってきた子どもたちの属性をまず知るということは、今後のいわば教育理念に合致した教育運営ということをされる上で、基本的な、初歩的な前提ではございませんか。それが私どもの問題意識です。

○鈴木室長 入る側、選ぶ側の子たちにとっては、こういう理念の学校なんだということがわかっていて、入りたいと思えば、お金持ちであろうが、お金持ちでなかろうが、その子が実は東大に入りたいと思っようが、入りたいと思っいなかろうが、この学校に入りたいと思っ選んでくれればその意思は大事にしなければいけないわけですので、君たちは実は私たちのねらっていた子たちと違うということを調べようという気にはどうもなれないんですけれども。

○福井主査 実際にそうかどうかというのを検証しない限り、いわば室長はじめのポケットマネーで運営している学校ならば別ですけども、県民の税金や国民の血税が投入されているわけですから、国民に対しても県民に対しても、理念を理念としてどう評価するかということに加えて、その理念が仮に適切なものだとしても、それに合致した教育がなされているのか。合致した選抜がなされているのかということについて当然、説明責任があるとは思いませんか。

○鈴木室長 私どもは合致した教育をしていきたいと思っておりますし、選抜においてもそれに合った子が入るように十分適性検査については苦勞をしてつくっているわけでございます。

○福井主査 主観的意図はわかりました。客観的にそれを検証するためにいろいろなやり方がありますが、その客観的な検証をなさらないということの理由がわからない。その点についてはそういうお考えがないことはわかりましたが、それで果たして県民や国民は、この教育理念なりについて共鳴して理解できるのでしょうかという懸念を持ちました。私学はこういう教育理念なりを一般的に持っていない。公立で補わないといけないというお考えですか。

○鈴木室長 私学さんはそれぞれに建学の精神を持っていらっしゃるし、リーダー育成ということを掲げていらっしゃる学校も当然あると思います。

○福井主査 ありますね。例えば、豊かな人間力とか、揺るぎない学力とか、社会に貢献する志とか、この学校の理念で書かれているようなことを私学で考えない学校というのは、私どもは余り聞いたことがないんです。逆に言えば、教育の目的というのは、言葉に直せば人間力や、学力や、あるいは社会に貢献する志とか、研さんし続けるとか、まさにこういうことでしょう。こういうことは、建学の理念の違いは多少あるにせよ、恐らくこれは公立学校、国立学校、私立学校を問わずこの学校でも、広く高い知性や豊かな人間性、高い志などは何らかの意味で目的にしているはずですね。そこについての抽象的な言葉ではない何かの差別化、私学にはここができないからそういうことをこの千葉中高で補うんだという具体的な部分はないのですか。

○鈴木室長 繰り返しになりますが、千葉高の本当の意味の学問を大事にしようというような校風をうまく発展させようということを考えていますので、そういう意味では先取り学習はしませんよとか、あるいは授業が一番大事なんですよとか、そういうコンセプトを打ち出しておりますし、もともと文系なのに数Ⅲまで勉強させていたり、理系なのに古典までやらせているような千葉高と同じように、中学生にも広くバランスの

よいカリキュラムを与えておりますので。

○福井主査 文系に数Ⅲとか、理系に古典というのは、ほかの私立中学校ではやっていないんですか、あるいは私立中高一貫ではやっていないんですか。

○鈴木室長 今のお話では千葉高がそうであるよというお話ですが、旧制中学を元にしていて千葉県の中の公立高は比較的そういうところが多い。

○福井主査 そうではなくて、お聞きしたいのはこういうことです。公立がやるということの根拠としては、おっしゃったように公立ならでは、いわば高い授業料を負担してもらわざるを得ない私立学校でできることではないような、公の組織が公的リソースを使ってでも手を差し伸べないといけないという何らかの意味の官民の分担の尺度なりルールというものが存在しているはずですか。

そうだとすれば、私学でうまくできていないところなら意味がある。もっと広い一般命題で言えば、民間でできていることについてわざわざ公立が採算度外視で参入していくということは、これは教育に限らずですけども、どの分野でも許されないということは、現在の行財政改革や、あるいは政府の役割、自治体の役割を考える上での多くの国民のコンセンサスだと私どもは理解しております。

そういう意味で、民間ができない。この文脈で言えば、学校法人たる私学ができない、あるいはやるべきでない領域について、公立の学校が何か独特の意義を持ったことをやっているという御説明をお聞きできないと、多分国民としては存在意義が理解しにくいと思うのですが、それは何ですか。

○鈴木室長 いわゆる「市場の失敗」というようなことが教育には起きやすいんだと思います。そういう意味で、やはり経済格差が現にありますよ。そして、お金のいる家の子どもは学歴が高くてまたお金持ちになれますよというようなことが起きてしまわないように、やはり経済格差によらずいろいろなオプションの教育ができるように準備してあげるといことは、教育においてはやってあげなくちゃいけないものだと思いますので、そういう県民が選べるオプションの中に千葉中を一校、入れることができたということは意義のあることだと思っております。

○福井主査 これは冒頭にお聞きしましたがけれども、この千葉中高については所得要件や資産要件や経済格差要件は一切ないわけでしょう。経済格差にかかわらずよい教育を受けられるということを全く保障していないではないですか。どうしてそれが今の御説明と対応するんですか。

私学はお金がかかるとすれば、経済力のない子にもそういう機会を、いわばお金はかかるけれども優れた教育機会を与えたいというのであれば、それが千葉県民の利益あるいは千葉県としての教育機会の均等のための試みであるならば、そういう私学に対してあるいは経済的に困窮する私学の生徒に対して奨学金を交付するなり、授業料の免除措置を学校法人ではなくて千葉県教育委員会として講じられればそれで済みませんか。なぜ直接に千葉県立の中高という形で、いわば経済格差とは無縁の高額所得者かもしれない方々のための学校を直接経営する必要がございますか。

○鈴木室長 高額所得者でないと中高一貫を受けてはいけないということはまずないと思いますので。

○福井主査 お答えが違います。お調べにもなっていないわけでしょう。入学された80人がどれぐらいの経済力の方かということをお調べにもなっていないし、受験要件にもなっていないわけですから、低所得者も混じっているかもしれない。あるいは、格差に苦しむ世帯も混じっているかもしれない。そうじゃない方も混じっているかもしれない。そうだとしたら、それは経済格差の是正に役に立っているということに全くなりませ

んね。

○鈴木室長 今おっしゃったように、実際に混ざっているわけで、その混ざっているということが非常に重要だと思うんです。

○福井主査 私立に行く子の中に困窮者がいてもいいということであれば、そちらにむしろ奨学金や補助金を出されるということではなぜいけないんですか。

○鈴木室長 それは、私のお答えできる範疇を超えておりますのでコメントは難しいと思うんですけれども、例えば千葉中とか稲毛附属中に就学援助を必要とする者が実際にいた場合には、法律に基づいて、生活保護を受けている者等はそちらできますし。

○福井主査 その問題ではございません。要するに、さっきからお聞きしております豊かな人間力とか、揺るぎない学力とか、それは私立中高とも非常に重なるわけでしょうし、学力の高い方がどちらにも入っている。あるいは、経済力の高低についてもいろいろな方が入っているということがあるのだとしたら、私立でもし経済的に弱者の立場にある方が排除されているというようなことがあれば、それはまさに授業料や生活援助の問題でしょうから、そういう方々に援助することによっても目的は達成されるはずですねということです。

千葉中に入られる方はもともと授業料が無料なわけですから、それだけでも随分いわば優位な立場に立っているわけです。それに加えて、必要ならば生活援助されるということがあってもいいかもしれないけれども、その問題ではなくて、ほかに経済的に困窮していてもものすごく家計が逼迫している中、保護者が非常に高い授業料を無理して払っている経済的困窮者が私学の中にいるかもしれませんね。そちらの方はどうして見捨ててもいいんでしょうか。

○鈴木室長 それは、我々は教育の機会均等というものをまず守ってあげること、つまりお金がなかったとしても中高一貫教育を受けたいということであれば受けられる道を用意してあげること、これがまず一番大事です。

○福井主査 そのとおりですね。そうだとしたら、なぜ私立中学校に通う保護者や生徒への援助ではないんですか。なぜ千葉県教育委員会が直接の経営者にならねばならないのですか。

○鈴木室長 それは、地方公共団体は義務教育の場合にはその人々の持っている能力に応じてその人の能力を伸ばせるように教育を保障しなければならないという、その法律に基づいて我々を行っているわけでございます。

○福井主査 中高一貫教育を行うことがそれを保障することになるんですか。やり方はいろいろあるかもしれませんが、おっしゃった例えば中高一貫のメリットが経済力のない子に及ばないというようなことはまずいかもしれません。それ自体は多くの国民や県民は賛同するでしょう。そうだとすれば、中高一貫の私立校にも通えるように、しかるべき援助を奨学金や生活援助の形でなされればそれで足りるのではないですかというのが論点です。中高一貫校の経営主体が県立や、あるいは公立であるべきだということについては、憲法も学校教育法もどこにも書いていませんね。

○鈴木室長 それは、一千葉県の室長にはお答えのできないことであって、今の就学援助等は国の法律に基づいて行われておりますので、福井先生のお立場であれば政府の方にそういうふう働きかけていただいて、私学に行っているけれども、お金が……。

- 福井主査 千葉県はそれに関心はないし、千葉県独自にやるつもりはないということですか。
- 鈴木室長 私の立場ではということです。室長のこの立場では、それはなかなかお答えできないということです。
- 福井主査 事実として、千葉県独自の就学援助措置は存在しないんですか。国以外に、千葉県は県民のために、学業を欲するけれども、経済的理由で通えないような子どもたちや世帯に対する援助は一切されていないんですか。
- 鈴木室長 これは、学校教育法とか学校給食法とか、それぞれ法律のところに「ねばならぬ」と書いてある部分については県がお金を出して補助をするとなっております。
- 福井主査 法令事項はともかくとして、法令事項ではないことについて、一切県は関わっていないんですか。
- 鈴木室長 これは県の施策の問題なんだと思いますけれども、つまりお金がなくても中高一貫が受けられるようにする施策はいろいろあると思いますが、その中の一つが公立の中高一貫校をつくるという道もあったし……。
- 福井主査 就学援助についてお聞きしています。就学援助について、そういう中高一貫に限らずですけども、国が法律で定めたこと以外のことは、千葉県教育委員会は一切なさっておられないんですか。
- 鈴木室長 就学援助等につきましては、国の法律で定められているとおりに実施しております。
- 福井主査 それ以外のことはあるんですか、ないんですか。
- 鈴木室長 あるかないか、私は担当ではないというか、権限もないと思うんですけども。
- 福井主査 御担当ではないわけですか。それならばそれでいいので、これは教育委員会としてお招きしているわけですから、できれば関連の部分で教えていただきたいのですが、ではそれは後ほど教育委員会としてもし事実関係がこうだということであれば、私ども事務局の方に御教示いただければと存じます。それから、今のいろいろなパターンがあるという中で、公立中高一貫による機会均等をとられた。逆に言えば、別の形の私学に通う子どもたちや保護者に対する援助というようなやり方をとられないで直接供給による機会均等という方針をとられた。にもかかわらず、経済力や、あるいは世帯資産等については一切調査されておられないし、これからも調査されるおつもりはないということのどこがつじつまが合っているのか、基本的なことがわからないでいるのですが、何かお答えいただけることはございますか。
- 鈴木室長 もともと私ども 14 年 11 月に出了した計画では、全部で4つの中高一貫校をつくろうとしていました。しかも、中等教育学校を2つづくりたかったですけれども、現実的には財政状況もあって併設型でとりあえず1校やってみたところで終わりになってしまった。もう3期プログラムまで発表し終わってしまっていますので、そういった事情から当初再編計画全体でもくろんだ十分な数には至っていないことは残念に思います。
- 福井主査 80 人の中で 17 名しか辞退者がいなかったというこの御説明をいただきましたけれども、この辞退が少なかった理由はどういう要因だとお考えになりますか。教育理念に共鳴したからですか。
- 鈴木室長 辞退が少ないかどうかは、まず本当は半分も辞めてしまっただろうと思っていた人にとっては少ないかもしれませんが……。
- 福井主査 通常、私立の中高でもそうですし、国立大学の附属中高的な学校も、いろいろな設置形態が

ございますが、中学受験にせよ、高校受験にせよ、かなりの難関と言われているような有名私学や有名国立であっても、志願者の 80 分の 17 という2割くらいしか辞退者がいないというのは、教育界の常識からすれば極めて辞退者が少ない学校の一つですね。もしそうだとすれば、それはどこにいえば勝因といえますか、要因があったとお考えでしょうか。

○鈴木室長 先ほどの資料(7月 29 日 千葉日報)でしたか、新聞記事の中で私どもの指導課の室長さんが1段目から2段目に分かれる辺りで、「同課によると辞退者が出るとは想定していなかった」と言っているぐらいですから、県教育委員会の中の室長さん、よその課の人の中には、これでも多かった。もっと少ないと思っていた人が少なからずいる……。

○福井主査 もっと少なくしてしかるべきだという、その根拠は何でしょうか。なぜ少ないという予測を立てられたのでしょうか。

○鈴木室長 やはりコンセプトを理解して第1志望で受けてくれ。第1志望でないのならば受けなくていいことの宣伝を徹底していたから、受けた子は皆、第1志望なんだと思っていたということです。

○福井主査 それだけですか。ほかの要因は余りないですか。

○鈴木室長 多いか少ないかについて、私の方としては前年に行った稲毛中とか埼玉の市立の中高一貫校等の話も聞いておまして、先生がおっしゃるようにそんなにたくさんの者が抜けないだろうと。私にとっては、ほぼ……。

○福井主査 公立の中高一貫は基本的にあまり外に抜けないですね。私立の中高一貫や国立の中高一貫はかなり抜けるんです。かなりのブランド校でもですね。

○鈴木室長 それは先ほどの新聞記事にあったように、やはり公立というのは9割が単願という流れが本物なのではないでしょうか。だから、公立でできたから受けてみているという人たちが多くいると思います。

○福井主査 ですから、それは実際に生徒をお調べになられて、ほかの私立中高なり国立大附属中学を受けなかったという方がほとんどだと言うならばそうです。それは、調べないと何とも言えませんね。こういう理由についてはどうですか。要するに、ここは授業料が無料ですね。私立と同じような意味での入学金も要りませんから、私立中高であれば通常初年度 100 万円近く要る費用がそのままなくなるわけです。私立中高だと、それ以外に制服代とかが要るわけですから、事実上、百数十万円になるというのが平均的な私立中学の初年度納付金です。それが、少なくとも 100 万円弱程度は安いわけですから、経済的に非常に裕福な層にとっても極めて魅力的な経済負担で済む。その金銭的利益こそが辞退者を少なくしたり、あるいは 20 倍以上という倍率を生んだ要因だとはお考えになりませんか。

○鈴木室長 そこは私にはわからない世界ですけれども、それは中高一貫の中学校に限ることではなくて、昔からある公立高校と私立高校の間でも同じことが起きていたわけでございまして、要するにそれだけの投資をしてでも通わせるに値するという判断の下に私立高校が今まで選ばれてきたんだろうと想像いたします。

○福井主査 そのときに、授業料がもし同じだとしたら、例えば千葉県立中学校が私立同様に初年度納付金が授業料と、それから私立並みに 100 万円弱の入学金が必要だったとしたらどうだったと思いますか。20 倍の競争率で、辞退者 17 人で済んだと思われませんか。これはごく常識的な推論で結構なのですが。

○鈴木室長 まず私ども公立の教育委員会に勤務している者はそういうことは考えませんので、義務教育

は無償ということがはなから頭に入っておりますので、想定することすら難しいです。

○福井主査 想定すらできないということですか。

そうすると、ここからは若干の法律論なんですけれども、競争法制にこういう条文があるんです。正当な理由がないのに、商品または役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に商品または役務を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。これはいわゆる不当廉売であると公取の告示の「不公正な取引方法」の中で読んでおまして、これに違反する行為によってその利益を侵害され、または侵害されるおそれがあるものは、差止めを請求できるとか、損害賠償を請求できるという法体系があるのですが、こういった要件に該当する、しないという法律論的なチェックは行われましたか。

○鈴木室長 一応設置条例という条例を通さないといけないわけですので、そのときにはあらゆる角度からそういう検討はしていますが、ただ、その検討自体はその法制のプロ、知事部局にいるプロの人たちがやってくれて、我々は言われた資料を提供している形でございますので、私は正確には答えられません。

○福井主査 ということは、教育委員会としてはいわゆる不当廉売などについての法律論的な検討は一切なさっておられないということですか。

○鈴木室長 すみません。そこは何日にもわたって担当が呼ばれていって検討していましたが、その詳細については私は報告を受けていませんので、知らないとお答えするしかありません。

○福井主査 それは、教育委員会としては何らかお調べになったという事実があるということですか。それも含めて、鈴木室長は御担当でないのとおわかりにならないかもしれませんが、実際にそういう検討をなさったのかどうか。いわば競争法制の中での不当廉売制なり、不公正な取引方法の指定に関する法律論的な整理をなさったのかどうか。なされたとしたらどういう内容をなされたのかということについて、後ほど資料で結構ですからお示しいただけませんでしょうか。お持ち帰りいただいて結構でございますので、よろしく願いいたします。

○小田原委員 もう時間がありませんので、お答えは結構なのですが、問題点だけお話をしますと、先ほど適性検査と学力検査と違うんだというお話がありましたけれども、では適性とは何なのかというふうに質問したら、やはり学力検査と変わらない答えが返ってくるだろうというふうに先生のお話を聞いていると思われるんです。

それから、義務教育は無償だというふうにお話をされましたけれども、このパンフレットだけではなかなかわからないのですが、7時間を考えたり、土曜日の授業、それから自主活動というものを入れると、公立学校は普通教育をするということで無償なんだけれども、これは私立と同じような特例的な教育をやっているというふうに思われるので、これが無償であると言えるのかどうか。

それから、先ほど戸田専門委員が欺瞞というお言葉でお話をしましたけれども、欺瞞とか詭弁というような形で福井主査の質問に答えられていると思われるので、やはり自分の立場を守ろうとする話であって、決して先生の本心は言っている事柄と合っていないのではないかと思いますので、その点をもう一回お考えいただきたいと思います。

○福井主査 今、先生は何人くらいおられますか。すぐではなくて結構ですので、後で中学部門、高校部門の先生方の専任の人数、非常勤の人数とか、大まかで結構なんですけれども、大体の件数相当分、県

費で負担されていると思いますので、その人件費相当分が大体どれぐらいかということをご教示いただけますか。

○鈴木室長 今、数は出ないのですが、要は標準法という法律がございまして、その人数とぴったり同じでございまして。特別に入っているものはありません。

○福井主査 後ほどそれを教えていただけますか。よろしく願いいたします。

どうも本日は貴重なお話を伺いましてありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。